

国際基準 (ISPM No.15) に規定された消毒処理を輸出国で実施していただく必要があります。

消毒処理の基準

● 熱処理 (HT)

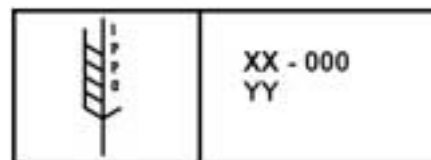
木材の中心温度が56℃に達してから30分間加熱  
または

● 臭化メチルくん蒸 (MB)

温度に応じて48-64g/m<sup>3</sup>、24時間くん蒸

処理済みの木材こん包材には、以下の表示が輸出国政府 / 認証機関により表示されます。

\* 木材こん包材とは、国際基準上、「物品の保持、保護又は運搬に用いる木材又は木製品 (パレット、ダンネージなど)」



輸入時に植物防疫官による処理表示のモニタリングが行われ、表示がない場合は輸入検査が必要となります。



主な問い合わせ先

<b>横浜植物防疫所</b>	<b>045-211-7152</b>
川崎出張所	044-288-3408
札幌支所	011-852-1809
釧路出張所	0154-22-4291
室蘭・苫小牧出張所	0144-33-2913
塩釜支所	022-362-6916
八戸出張所	0178-33-5424
石巻出張所	0225-95-0261
成田支所	0476-32-6690
東京支所	03-3599-1137
鹿島出張所	0299-92-3404
千葉出張所	043-242-8401
新潟支所	025-244-4401
秋田出張所	018-845-1411
<b>名古屋植物防疫所</b>	<b>052-651-0112</b>
四日市出張所	059-352-3896
伏木富山支所	0766-44-0990
清水支所	054-352-3775
豊橋出張所	0532-32-1156
中部空港支所	0569-38-8439
<b>神戸植物防疫所</b>	<b>078-331-2386</b>
大阪支所	06-6571-0801
舞鶴出張所	0773-75-0759
関西空港支所	072-455-1938
広島支所	082-251-5881
水島出張所	086-444-6001
尾道出張所	0848-22-6642
坂出支所	0877-46-4108
<b>門司植物防疫所</b>	<b>093-321-2601</b>
下関出張所	0832-66-4442
福岡支所	092-291-2504
福岡空港出張所	092-477-7577
鹿児島支所	099-222-1046
志布志出張所	099-472-2491
<b>那覇植物防疫事務所</b>	<b>098-868-2850</b>

ご存じですか？植物検疫

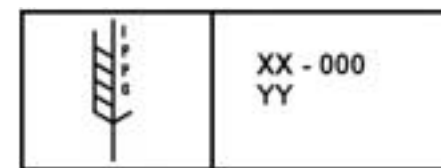
2007年4月  
森林病害虫の侵入を  
防止するため  
輸入木材こん包材の  
検疫を開始します

病害虫の侵入防止にご協力下さい。

農林水産省 植物防疫所

<http://www.pps.go.jp>

海外から貨物を輸入するとき用いる  
木材こん包材は、国際基準に沿った  
処理表示のあるものを使用して下さい。



処理表示

X X : ISOの国コード  
000 : 輸出(生産)国政府/認証機関が定める生産者番号  
Y Y : 処理に応じてHT又はMB

### 検疫対象の主な木材こん包材



①スキッド (skid)



②木製のドラム (wooden drum)



③当て木



④木製の木枠、すかし箱、クレート (wooden crate)



⑤木製の木枠、すかし箱、クレート (wooden crate)



⑥木製の木枠、すかし箱、クレート (wooden crate)



⑦木製木箱 (wooden case)



⑧留め木



⑨木製のパレット+当て木

注：検疫対象の木材こん包材であっても、処理表示があれば検疫対象外となります。

### 検疫対象外の主なこん包材



①LVL (laminated veneer lumber) を使用したクサビ(留め木)



②合板 (plywood) を使用したパレット



③パーティクルボード (particleboard) を使用したスキッド



④パーティクルボード (particleboard) を使用したパレット



⑤パーティクルボード (particleboard) を使用したダンネージ



⑥紙製のパレット

注：処理表示の必要はありません。